

仙北市文化財調査報告書第2集

火 除 け

— 角館火除け地調査報告書 —

2023・3

秋田県仙北市



表紙：大坂東岳『田沢湯元道中画報』（秋田県指定有形文化財）角館町其二（部分）
火除けの土塁や門の様子が描かれている。
裏表紙：同一場所の現在の状況。

火 除 け

HIYOKE

— 角館火除け地調査報告書 —

2023・3

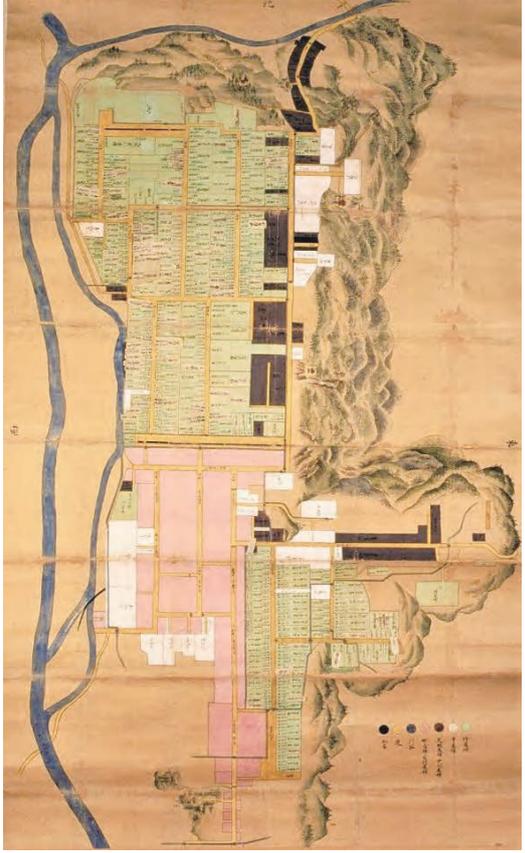
秋田県仙北市



上空から見た城下町角館（□印が火除け地、その北の○印が声名邸・佐竹北家邸跡地）（南南西から）



『寶永元年角館士民居所図』
元禄一七年（一七〇四）完成 仙北市指定有形文化財 個人蔵



『仙北郡角館（秋田領給人町）絵図』
享保一三年（一七二八）完成 個人蔵



『享保二一年角館惣町（外町）絵図』
享保二一年（一七三六）完成 仙北市指定有形文化財 個人蔵



『万延元年角館内町絵図』
万延元年（一八六〇）完成 仙北市指定有形文化財 個人蔵

序

城下町角館は、自然地形を利用して形成されており、古城山をはじめとする小高い山々や
桧木内川によって自然景観と町並みが一体化している。重要伝統的建造物群保存地区に選定
されている内町は、武家の居住地域としての威厳と格式が今日に至っても十分に保たれ、そ
の景観は“火除け”の北側と南側を対比する際には歴然とした差として見出される。この火
除けは、南北方向 12 間・東西方向 160 間の空間に道路と土塁そして水路があり、延焼防止
に加えて内町（武家町）と外町（町人町）を区分する機能を併せ持ち、町の中央それも東西
の山と川が一番接近した所に設けられたのである。

全国の城下町の中で、火除けがのこっている地区はどれ程あるだろうか。藩政時代から令
和の今日まで 400 年も持ち堪えられる都市計画を成し遂げた先人には畏敬の念を禁じ得ない。
現代を生きる我々には、火除け地を武家町としてふさわしい姿に復元する使命がある。

芦名義勝公の町造りに思いを馳せ、かつての火除けの姿を明らかにしたいという悲願を胸
に東勝楽丁庁舎が解体される機会に合わせて発掘調査を実施した。近現代の攪乱のため厳し
い条件下での調査となったが、現在の道路面から 0.8 メートルも下方で藩政期の道路の一部
や、土塁の法尻の一部を検出することが出来た。この報告書は、城下町角館にのこる藩政期
の火除けに初めて考察の光を照射した意義ある 1 冊足り得たものとする。

最後に、現地の調査から本書の刊行に至るまで、ご協力と多大なるご支援をいただいた秋
田県教育委員会並びに秋田県埋蔵文化財センター、そして多方面に亘りご教示をいただいた
見玉準氏ほか多くの皆様に感謝を申し上げ、刊行の喜びの言葉としたい。

令和 5 年 3 月

仙北市長 田 口 知 明

例 言

- 1 本書は、秋田県仙北市角館町東勝楽丁地内外に所在する、「江戸時代の火除け」地に関する調査報告書である。
- 2 本書に使用した“火除け”とは藩政期に存在した防火施設一帯を指し、“火除け地”とは火除けがあった土地そのものを指す。
- 3 本書に使用した『寛永元年角館士民居所図』『享保二一年角館惣町（外町）絵図』『仙北郡角館（秋田領給人町）絵図』『万延元年角館内町絵図』の所蔵機関は、仙北市学習資料館である。また地形図は、仙北市都市計画図（平成24年）である。
- 4 土層断面等の土色表記は、農林水産省農林水産技術会議事務局監修・財団法人日本色彩研究所色票監修『新版標準土色帖』1999年版に拠った。
- 5 調査対象範囲と試掘坑位置との合成は、有限会社角館測量設計に依頼をした。
- 6 出土陶磁器の観察及び分類、一覧表作成にあたっては、秋田県埋蔵文化財センター 宇田川浩一、同 山村 剛・同 小山美紀 の各氏より多大なご教示を賜った。
- 7 試掘調査並びに報告書作成にあたっては、上記の陶磁器に関わる方々の他に、次の方々及び機関からご教示とご協力を頂いた。記して感謝申し上げる（敬称略）。角館町文化財保護協会 会長 中田達男、児玉 準、秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室、秋田県立博物館、秋田県埋蔵文化財センター、株式会社瀧神巧業、万六建設株式会社、藤原重機興業株式会社、有限会社辻谷組造園、有限会社角館測量設計。
- 8 本書の執筆・編集は遠藤 元が行った。

目 次

巻頭図版	
序	
例言	iii
目次	iv
第Ⅰ章 はじめに	1
第1節 調査に至る経緯	1
第2節 調査要項	1
第3節 史料に見る火除け	3
第Ⅱ章 城下町角館の位置と歴史的環境	5
第1節 角館の位置と立地	5
第2節 角館の歴史的環境	5

1	佐竹氏の転封と芦名氏の時代	5
2	佐竹北家の時代	6
3	明治から今日まで	6
第Ⅲ章	火除けの構造	12
第1節	町割の中の火除け	12
第2節	門について	12
第3節	土塁について	14
第4節	水路について	16
第5節	道路について	16
第6節	近代以降の火除け地	17
第Ⅳ章	試掘調査	23
第1節	調査の方法と調査の経過	23
1	調査の目的	23
2	調査の方法と試掘位置の設定	23
3	調査の経過	23
第2節	試掘坑について	27
1	試掘坑1	27
2	試掘坑2	27
3	試掘坑A	28
4	試掘坑B	28
5	試掘坑C	28
6	試掘坑D	29
7	試掘坑E	30
8	試掘坑G	32
9	試掘坑I	33
第Ⅴ章	ま と め	37
1	芦名氏の都市計画について	37
2	角館火除け地一円の、基本土壌と町割前の地形について	41
3	土塁を挟む南側と北側の道について	42
4	土塁について	42

写真図版
報告書抄録

第 I 章 はじめに

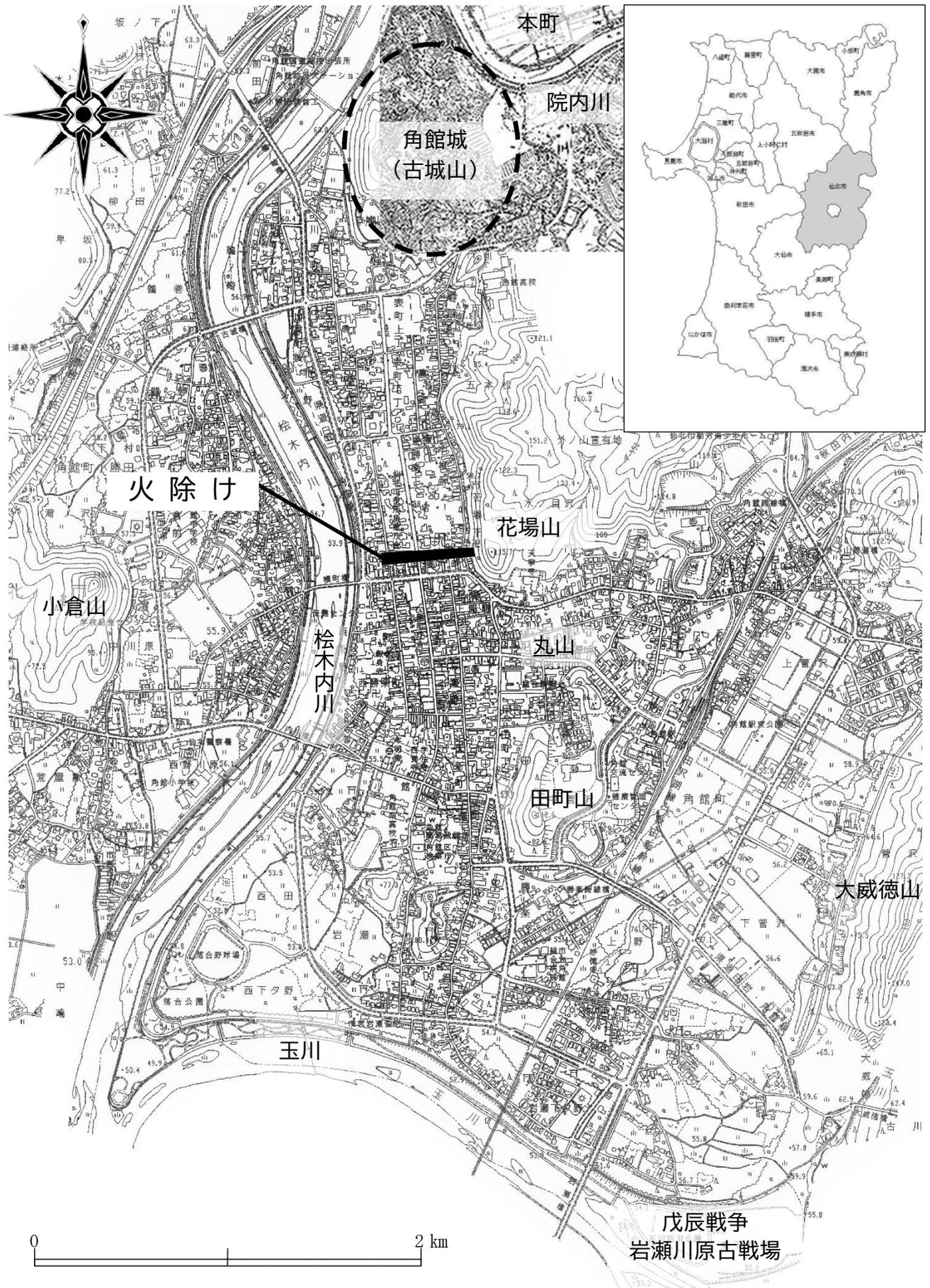
第 1 節 調査に至る経緯

平成 21 年（2009）に出された『仙北市角館伝統的建造物群保存地区保存計画』における保存地区周辺計画の一文に、「火除けを含む保存地区南側への地区拡大については、「火除け地」が外町と内町の分岐点であることから、その歴史的意義は深く武家町としてふさわしい姿に復原する必要がある。よって将来的には、現在ある建物を除却し、木戸門や火除けの復元を行うことを目指す。」（8 頁）とある。

この度、仙北市東勝楽丁庁舎・西側庁舎・公用車車庫が解体されることになり、解体工事によって失われてしまう地下の情報を事前に得ておく必要性が生じたことから、試掘調査も含む火除け地（巻頭図版 1、第 1 図）に関する調査を実施することになった。

第 2 節 調査要項

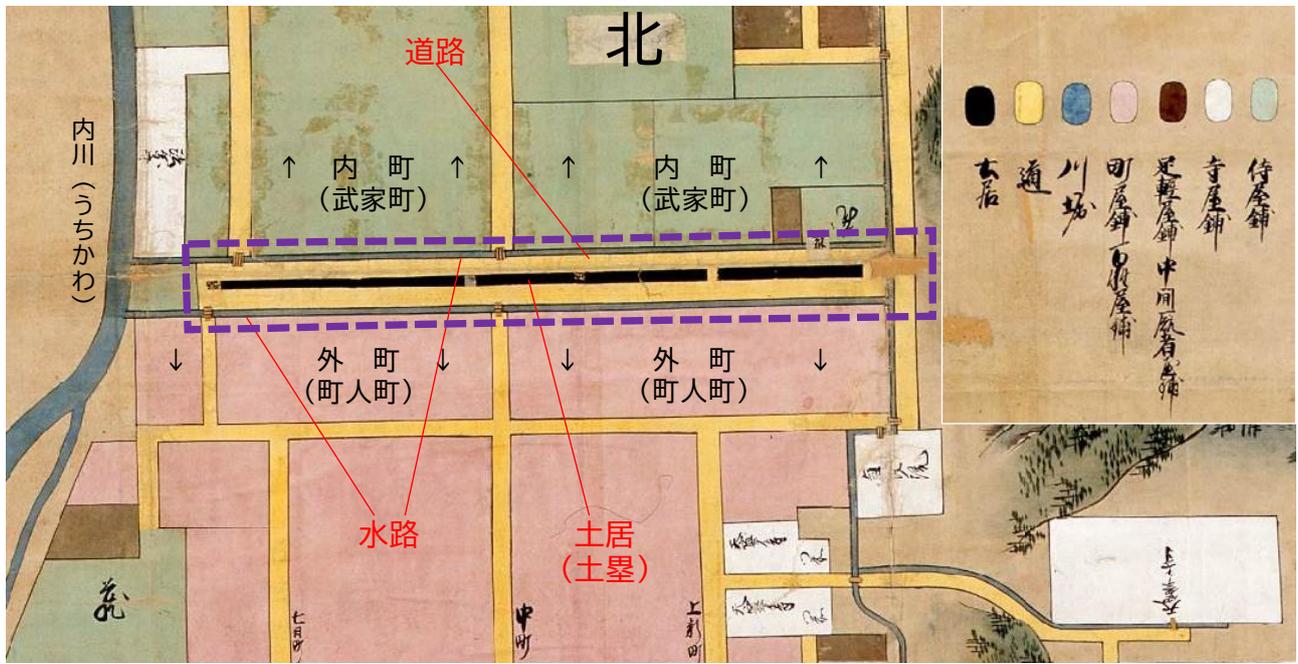
名 称	火除け
所 在 地	秋田県仙北市角館町東勝楽丁外 (北緯 39° 35' 46" , 東経 140° 33' 44")
試掘調査期間	第 1 期調査 令和 2 年 10 月 2 日～10 月 21 日 第 2 期調査 令和 3 年 7 月 8 日～11 月 17 日 第 3 期調査 令和 4 年 8 月 22 日～9 月 28 日
試掘調査対象面積	5,124.59 m ²
試掘調査面積	137.44 m ² (第 1 期: 16.2 m ² 、第 2 期: 68.8 m ² 、第 3 期: 52.44 m ²)
調査主体者	仙北市
調査担当者	仙北市観光文化スポーツ部文化財保護室
試掘担当者（職名は調査時）	
[第 1 期]	畠 山 豊加寿 仙北市教育委員会文化財課係長
[第 2・3 期]	遠 藤 元 仙北市観光文化スポーツ部文化財保護室主査
整理担当者	遠 藤 元 仙北市観光文化スポーツ部文化財保護室主査
総務担当者	山 形 幸 子 同 文化財保護室長
	畠 山 豊加寿 同 文化財保護室室長補佐
	村 岡 耕 平 同 文化財保護室係長
	富 木 弘 一 同 文化財保護室主査



第1図 角館の中の火除け
『仙北市都市計画図』 仙北市 平成24年(2012)完成 に加筆。

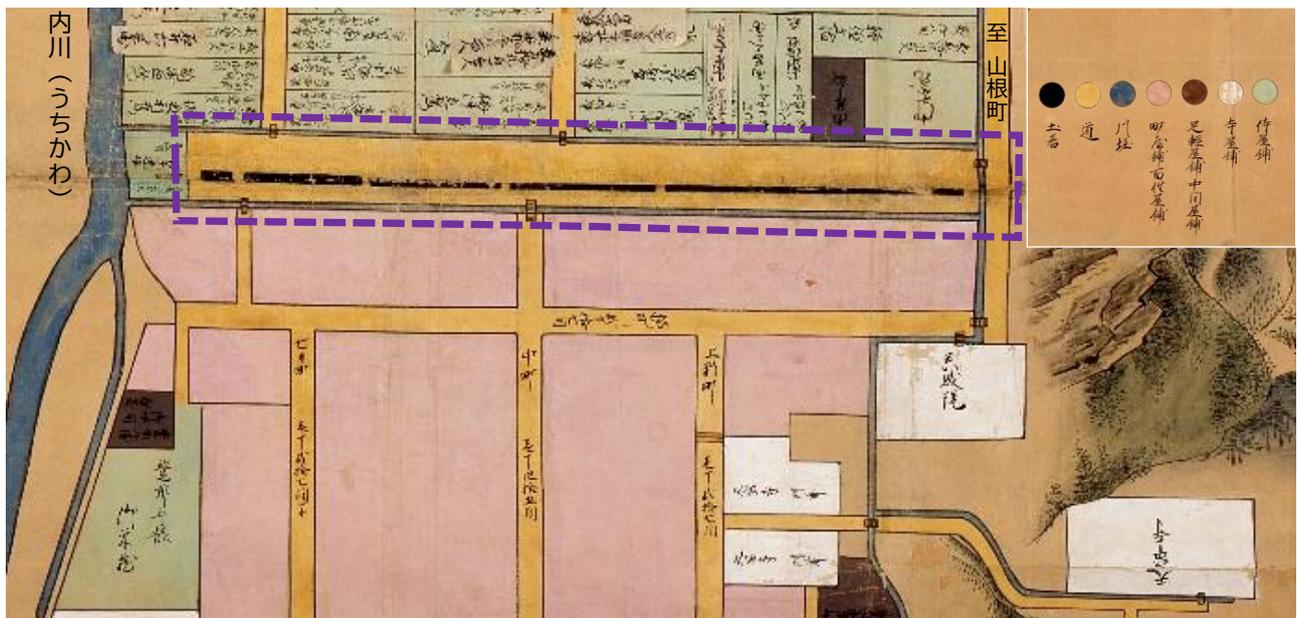
第3節 史料に見る火除け

藩政期（江戸時代）に、火除けも含めて描かれた絵図の代表的なものには次の4枚がある（巻頭図版2、第2～5図）。



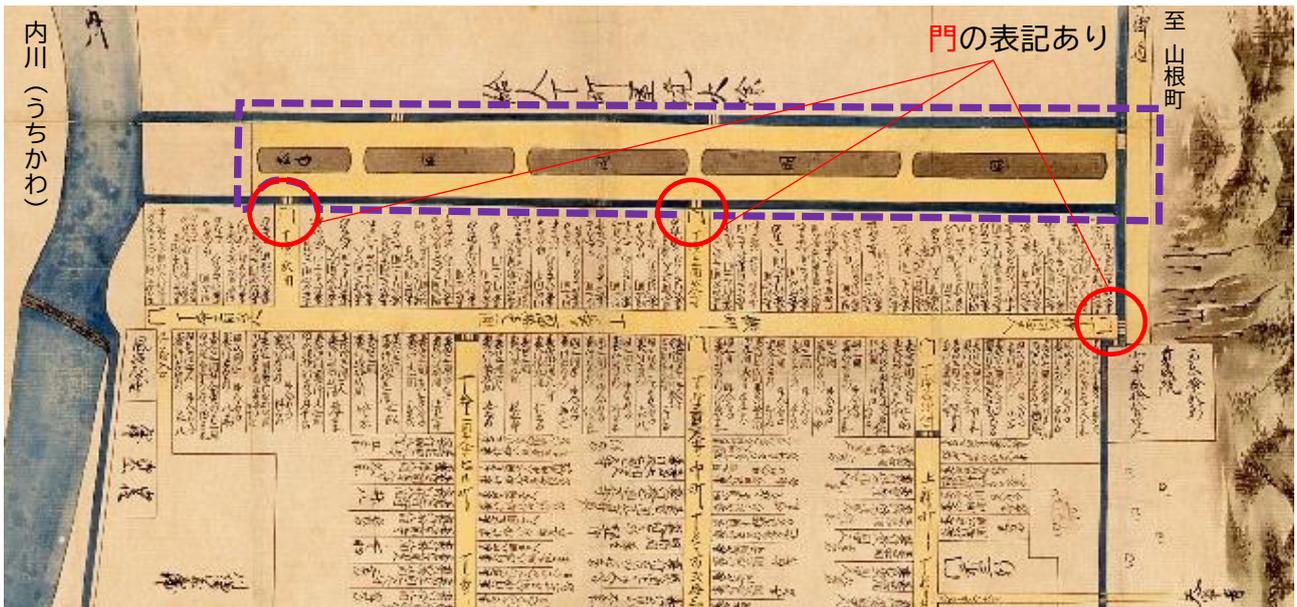
第2図 『寶永元年角館士民居所図』（部分）

元禄17年（1704）完成 仙北市指定有形文化財 個人蔵 に加筆、作成。
紫色破線範囲が“火除け”を示す。道路や東西方向に延びる2本の水路、土居（土墨）が描かれている。



第3図 『仙北郡角館（秋田領給人町）絵図』（部分）

享保13年（1728）完成 個人蔵 に加筆、作成。
紫色破線範囲が“火除け”を示す。道路や東西方向に延びる2本の水路、土居（土墨）が描かれている。
紙の貼り合わせ部分が土墨と重なっているため、その軸線が南側に寄っているかに見える。



第4図 『享保二一年角館惣町（外町）絵図』(部分)

享保21年（1736）完成 仙北市指定有形文化財 個人蔵 に加筆。
道路や東西方向に延びる2本の水路、土手（土塁）が描かれている他に、門の位置も示されている。



第5図 『万延元年角館内町絵図』(部分)

万延元年（1860）完成 仙北市指定有形文化財 個人蔵 に加筆。
道路や東西方向に延びる2本の水路、土塁と捉えることが出来る帯状のものが描かれている。

4枚の絵図により、道路と土塁そして水路で構成する火除けは、元禄17年（1704）には存在していたことが分かる。更に、『北家御日記』（秋田県指定有形文化財）の延宝3年（1675）10月1日の記述に「火よけ土手直し候を御覧候て」（吉成直太郎 1930）とあることから、それ以前に土手（土塁）が存在していたということも出来る。

角館の火除けは、道路と土塁そして水路、門で構成されており、延焼防止機能、防御機能、そして内町（武家町）と外町（町人町）との境界機能を併せもつ特徴があるといえる。